

介護福祉課からのお知らせ [申請先・詳細](#) 介護福祉課 ☎32-6341・6342

■介護保険料の改定について

改定内容		改定前 (平成21年～23年度)	→	改定後 (平成24年～26年度)
介護保険料基準額 (月額)		3,941円	→	4,864円
所得段階	第3段階を細分化	市民税非課税世帯で年金収入と所得の合計が80万円を超える(基準額×0.75)	→	80万円を超え120万円以下(基準額×0.66)
			→	120万円を超える(基準額×0.75)
	第6段階の対象所得	125万円以上200万円未満	→	125万円以上190万円未満
	第7段階の対象所得	200万円以上500万円未満	→	190万円以上350万円未満
第8段階の対象所得		500万円以上の方	→	350万円以上

■改定後の介護保険料

基準額 58,368円 (年額)

所得段階	対象条件		算定式	保険料年額 (百円未満切り捨て)
第1段階	生活保護受給者		基準額×0.50	29,100円
第2段階	市民税非課税の方 同世帯全員が 市民税非課税 税課税者が有	年金収入と所得の合計が80万円以下	基準額×0.50	29,100円
第3段階(軽減)		年金収入と所得の合計が80万円を超え120万円以下	基準額×0.66	38,500円
第3段階		第1・2段階および第3段階(軽減)に該当しない	基準額×0.75	43,700円
第4段階(軽減)		年金収入と所得の合計が80万円以下	基準額×0.91	53,100円
第4段階	第4段階(軽減)以外		基準額×1.00	58,300円
第5段階	所得が125万円未満		基準額×1.16	67,700円
第6段階	所得が125万円以上190万円未満		基準額×1.25	72,900円
第7段階	所得が190万円以上350万円未満		基準額×1.50	87,500円
第8段階	所得が350万円以上		基準額×1.75	102,100円

65歳以上の方の介護保険料決定通知書を6月中旬に発送します。

■介護保険料の減免について (7月2日(月)までに申請してください)

第1・2段階を除く方で、低所得により保険料の支払いが困難な方
※世帯の年間収入額及び預貯金額がそれぞれ一人世帯140万円以下、二人世帯200万円以下

■民間等介護保険サービス利用者負担額軽減制度

市町村民税非課税世帯で、世帯収入や預貯金などが一定条件にあてはまる方が、社会福祉法人以外の指定事業所が提供する下表の各サービスを受ける場合、申請により利用者負担額が軽減される場合があります。(平成24年7月より対象サービスが拡大されます)

対象サービス ※予防を含む	軽減対象費用	軽減割合
訪問介護 通所介護 ※平成24年7月から 短期入所生活介護 ※平成24年7月から	左記のサービスに係る利用者負担額並びに食費、滞在費に係る利用者負担額	25% ・利用者負担段階が第1段階の方は50% ・生活保護受給者は個室の滞在費のみ全額

児童手当現況届の提出について

児童手当受給者が、継続して手当を受給するためには、6月中旬に現況届を提出しなければなりません ※公務員の方は勤務先での手続きが必要
持 児童手当現況届、健康保険証のコピー、所得証明書(24年1月1日現在住民登録がない方) ※市外に別居中の児童がいる場合は別居先の世帯全員分の住民票
所 申 6月1日(金)～29日(金) いずれも8時45分～17時15分に直接または郵送で子育て支援課 ☎(32)6369

離乳食講習会「大人もおいしい簡単メニュー」

野菜と魚を使った洋食献立の実演と試食
日 6月27日(水) 14時～15時30分
対 7～11カ月の子どもと保護者
定 250円 当日納入
申 8組 申し込み順
持 おわん2個、スプーン2個、エプロン、おしぼり、飲み物
所 申 6月13日(水)、14日(木) いずれも9時～17時 電話で 錦岡保育園子育てルーム ☎(68)6655

子育て支援センターからのお知らせ

■親子でおやつ作りをしましょう
日 6月14日(木) 10時30分～11時30分
対 1歳の子どもと保護者 定 10組 申し込み順 持 親子のエプロン、スカーフ、手拭き、紙皿、フォーク、飲み物
申 6月7日(木) 9時30分～ 電話で
■お子さんとコミュニケーションを楽しむ
日 6月22日(金) 10時30分～11時30分
対 3カ月～1歳6カ月の子どもと保護者 定 10組 申し込み順

広 告